

## 令和 4 (2022) 年度科学研究費助成事業における補助条件の主な変更点について

「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」補助条件（令和 4 (2022) 年度）」の主な変更点

令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度
(略)	(略)
1 総則	1 総則
(略)	(略)
<p>【補助事業の公正性の確保等】</p> <p>1-4 補助事業において、不正使用（故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用）、不正受給（偽りその他不正な手段による研究費の受給）若しくは不正行為（発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわかまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用）が行われること、又は関与することがあってはならない。</p>	<p>【補助事業の健全性・公正性（研究インテグリティ）の確保等】</p> <p>1-4 <u>実施代表者等は、科研費による補助事業を行うに当たり、自身の研究活動等の透明性を確保し、説明責任を果たすために必要な取組を行わなければならない。</u>  <u>また、補助事業において、不正使用（故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用）、不正受給（偽りその他不正な手段による研究費の受給）若しくは不正行為（発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわかまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用）が行われること、又は関与することがあってはならない。</u></p>
(略)	(略)
2 補助金の使用	2 補助金の使用
(略)	(略)
<p>【補助金の各費目の対象となる経費】</p> <p>2-2 補助金の各費目とその対象となる経費（例示を含む）は、以下のとおりとする。</p> <p>消耗品費 事業開催に必要な消耗品を購入するための経費</p> <p>人件費・謝金 事業開催への協力をする者の</p>	<p>【補助金の各費目の対象となる経費】</p> <p>2-2 補助金の各費目とその対象となる経費（例示を含む）は、以下のとおりとする。</p> <p>消耗品費 <u>プログラム</u>開催に必要な消耗品を購入するための経費</p> <p>人件費・謝金 <u>プログラム</u>開催への協力をす</p>

<p>ための経費(打合せや広報活動等のための旅費を含む)</p> <p>その他 上記のほか本プログラムの 遂行に係る経費 (例:会議費【食事(懇親会等の目的は不可)・飲料水(アルコール類を除く)費用等】、通信費(切手、電話等)、運搬費、資料作成に係る費用、傷害保険料(実施日当日の事故・災害等に限る))</p> <p>(略)</p> <p>3 補助事業を変更する上で必要な手続(交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等)</p> <p>(略)</p> <p>4 実績の報告</p> <p>(略)</p> <p>5 その他</p> <p>(略)</p>	<p><del>る者のための経費(打合せや広報活動等のための旅費を含む)</del></p> <p><u>旅費</u> <u>プログラムの開催に係る打合せや</u> <u>広報活動等のための経費</u></p> <p>その他 上記のほか本プログラムの 遂行に係る経費 (例:会議費【食事(懇親会等の目的は不可)・飲料水(アルコール類を除く)費用等】、通信費(切手、電話等)、運搬費、資料作成に係る費用、傷害保険料(実施日当日の事故・災害等に限る))</p> <p>(略)</p> <p>3 補助事業を変更する上で必要な手続(交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等)</p> <p>(略)</p> <p>4 実績の報告</p> <p>(略)</p> <p>5 その他</p> <p>(略)</p>
---	--